

第1編 総則

第1章 計画の目的	1- 1
第1節 計画の目的	1- 1
第2節 計画の構成	1- 2
第3節 計画の運用	1- 4
第4節 用語	1- 5
第2章 由良町の現況と災害特性	1- 6
第1節 由良町の現況	1- 6
第1項 自然条件	1- 6
第2項 社会条件	1- 14
第2節 由良町の風水害等特性	1- 21
第1項 既往の主な風水害	1- 21
第2項 風水害特性	1- 25
第3項 計画の想定風水害等	1- 26
第3節 由良町の地震災害特性	1- 27
第1項 既往の主な被害地震	1- 27
第2項 計画の想定地震	1- 33
第3項 被害の想定	1- 36
第3章 由良町防災対策の基本的な考え方	1- 48
第4章 防災関係機関の事務分担	1- 51
第1節 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱	1- 51
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	1- 51
第3節 町民、地域、事業所の役割	1- 57

第2編 基本計画編

第1章 災害予防計画	2- 1
第1節 防災基盤の整備	2- 1
第1項 水害対策の実施	2- 1
第2項 土砂災害対策の実施	2- 3
第3項 農地災害対策の実施	2- 10
第4項 内水排除・海岸防災の実施	2- 11
第5項 道路、橋りょう、付帯施設の整備	2- 13
第6項 鉄道施設の整備	2- 14
第2節 火災予防の強化	2- 15
第1項 火災予防計画	2- 15
第2項 救急・救助体制の整備	2- 17
第3項 林野火災の予防	2- 18
第4項 文化財の予防	2- 20
第5項 危険物施設等の災害防止	2- 21
第3節 防災環境の整備	2- 26
第1項 防災知識の普及啓発	2- 26
第2項 自主防災組織の育成	2- 29
第3項 防災訓練の実施	2- 32
第4項 災害ボランティア活動支援環境の整備	2- 34
第5項 要配慮者の安全確保	2- 35
第4節 防災体制の整備	2- 39
第1項 防災体制の整備	2- 39
第2項 広域防災体制の確立	2- 41
第3項 防災拠点の整備	2- 42
第4項 防災対策用資機材の整備点検	2- 45
第5項 情報通信体制・機器の整備	2- 46
第6項 避難収容体制の整備	2- 48
第7項 医療・救護体制の整備	2- 51
第8項 食料・飲料水・生活必需品の備蓄・確保	2- 53
第9項 緊急輸送体制・ヘリポートの整備	2- 56
第10項 応急危険度判定対策	2- 59
第11項 教育施設の整備と防災体制の強化	2- 60
第12項 廃棄物処理体制の整備	2- 61
第13項 火葬場等の確保	2- 62
第5節 防災調査の実施	2- 63
第1項 実施方針	2- 63
第2項 防災調査	2- 63
第3項 危険箇所の周知	2- 63

第2章 災害応急対策計画	2- 64
第1節 応急対策のための体制整備	2- 64
第1項 防災組織	2- 64
第2項 災害配備体制	2- 65
第3項 災害対策連絡室	2- 67
第4項 災害対策本部	2- 69
第5項 水防配備体制	2- 78
第6項 その他の災害時の配備体制	2- 78
第2節 情報通信に関する計画	2- 79
第1項 情報収集・伝達計画	2- 79
第2項 災害通信計画	2- 89
第3項 被害情報収集及び報告計画	2- 92
第4項 災害広報及び広聴計画	2- 99
第3節 応援協力等に関する計画	2-103
第1項 自衛隊の派遣要請計画	2-103
第2項 指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画	2-107
第3項 緊急消防援助隊、消防相互応援協定等の要請計画	2-108
第4項 民間等関係機関への応援要請計画	2-109
第5項 受援計画	2-110
第4節 災害現場に関する計画	2-111
第1項 水防活動計画	2-111
第2項 消防活動計画	2-114
第3項 救助・救急活動計画	2-118
第4項 医療助産対策計画	2-120
第5項 遺体の捜索及び処理・火葬計画	2-123
第6項 障害物の除去対策	2-126
第7項 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策計画	2-129
第5節 交通等に関する計画	2-131
第1項 配車・輸送の実施	2-131
第2項 ヘリコプターの派遣要請	2-134
第3項 交通対策計画	2-137
第6節 土砂災害の警戒避難計画	2-139
第1項 警戒体制の確立	2-139
第2項 情報の収集及び伝達	2-139
第3項 活動体制	2-140
第4項 警戒避難計画	2-141
第7節 避難計画	2-142
第1項 避難勧告・指示（緊急）等	2-142
第2項 避難情報の伝達方法等	2-144

第3項	避難誘導	2-147
第4項	学校・社会福祉施設等における避難対策	2-149
第5項	警戒区域の設定	2-150
第6項	避難所の開設・運営・閉鎖	2-152
第7項	避難所開設期間及び設置の基準	2-155
第8節	被災者救助に関する計画	2-156
第1項	食料供給対策計画	2-156
第2項	飲料水供給対策計画	2-159
第3項	生活必需品給（貸）与計画	2-161
第4項	精神医療の実施	2-163
第5項	健康対策の実施	2-164
第6項	文教対策計画	2-165
第7項	住宅対策計画	2-167
第8項	福祉活動計画	2-170
第9項	罹災証明の発行	2-172
第10項	災害救助法適用計画	2-174
第11項	被災者生活再建支援法の適用計画	2-177
第12項	災害弔慰金等の支給及び資金の貸付計画	2-180
第9節	衛生関連に関する計画	2-182
第1項	防疫対策計画	2-182
第2項	清掃対策計画	2-184
第3項	環境対策の実施	2-187
第4項	動物保護管理計画	2-188
第10節	自発的支援の受入計画	2-189
第1項	災害ボランティア受入計画	2-189
第2項	義援金・義援品の受付・交付	2-191
第3項	労務計画	2-193
第11節	その他災害応急対策計画	2-195
第1項	危険物施設等災害応急対策計画	2-195
第2項	林野火災応急対策計画	2-198
第3項	海上災害応急対策計画	2-200
第4項	突発重大事故対策計画	2-206
第12節	広域一時滞在	2-208

第3編 地震・津波災害対策計画編

第1章 災害予防計画	3- 1
第1節 防災基盤の整備	3- 1
第1項 防災ブロックの形成	3- 1
第2項 津波避難場所、津波防護施設等の整備	3- 1
第3項 安全かつ円滑に避難できる避難路の整備	3- 2
第4項 集落の整備	3- 2
第5項 土砂災害対策の実施	3- 3
第6項 水害対策の実施	3- 3
第7項 津波災害予防対策の実施	3- 4
第8項 公園・緑地の整備	3- 8
第9項 海岸防災対策	3- 9
第10項 内水排除対策	3- 9
第11項 港湾防災対策	3- 10
第12項 漁港・漁村防災対策	3- 11
第13項 道路・橋りょう・付帯施設の整備	3- 12
第14項 鉄道施設の整備	3- 12
第2節 建築物等の耐震性の強化	3- 13
第1項 建築物等の耐震性の強化	3- 13
第2項 ブロック塀等の倒壊対策	3- 14
第3項 家具等の転倒防止対策	3- 14
第4項 コンピュータの安全対策	3- 14
第3節 地震火災の予防	3- 15
第1項 出火防止・初期消火	3- 15
第2項 消防力・消防設備の強化・整備	3- 16
第3項 救急・救助体制の整備	3- 18
第4項 文化財の予防	3- 18
第5項 危険物施設等の災害防止	3- 19
第4節 防災環境の整備	3- 21
第1項 防災知識の普及啓発	3- 21
第2項 自主防災組織の育成	3- 21
第3項 防災訓練の実施	3- 21
第4項 災害ボランティア活動支援環境の整備	3- 21
第5項 要配慮者の安全確保	3- 21
第5節 防災体制の整備	3- 22
第1項 防災体制の整備	3- 22
第2項 広域防災体制の確立	3- 22
第3項 防災拠点の整備	3- 22
第4項 防災対策用資機材の整備点検	3- 22

第5項	情報通信体制・機器の整備	3- 22
第6項	避難収容体制の整備	3- 22
第7項	医療・救護体制の整備	3- 22
第8項	食料・飲料水・生活必需品の備蓄・確保	3- 22
第9項	緊急輸送体制・ヘリポートの整備	3- 22
第10項	応急危険度判定対策	3- 23
第11項	教育施設の整備と防災体制の強化	3- 23
第12項	廃棄物処理体制の整備	3- 23
第13項	火葬場等の確保	3- 23
第6節	ライフライン施設等の耐震性の強化	3- 24
第1項	電力施設等の整備	3- 24
第2項	電気通信施設等の整備	3- 25
第3項	水道施設等の整備	3- 26
第4項	下水道施設等の整備	3- 28
第7節	防災調査の実施	3- 29
第8節	地震防災対策アクションプログラム	3- 30
第9節	地震防災施設緊急整備計画	3- 31

第2章 災害応急対策計画	3- 33
第1節 発災直後の初動対応	3- 33
第1項 基本方針	3- 33
第2項 緊急初動部	3- 33
第3項 初動活動の実施手順	3- 36
第2節 応急対策のための体制整備	3- 38
第1項 防災組織	3- 38
第2項 災害配備体制	3- 39
第3項 災害対策連絡室	3- 41
第4項 災害対策本部	3- 43
第3節 情報通信に関する計画	3- 52
第1項 情報収集・伝達計画	3- 52
第2項 災害通信計画	3- 61
第3項 発災直後における災害情報の収集及び統括計画	3- 64
第4項 被害情報収集及び報告計画	3- 67
第5項 災害広報及び広聴計画	3- 74
第4節 応援協力等に関する計画	3- 75
第1項 自衛隊の派遣要請計画	3- 75
第2項 指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画	3- 75
第3項 緊急消防援助隊、消防相互応援協定等の要請計画	3- 75
第4項 民間等関係機関への応援要請計画	3- 75
第5項 受援計画	3- 75
第5節 災害現場に関する計画	3- 76
第1項 水防活動計画	3- 76
第2項 消防活動計画	3- 76
第3項 救助・救急活動計画	3- 76
第4項 医療助産対策計画	3- 76
第5項 遺体の捜索及び処理・火葬計画	3- 76
第6項 障害物の除去対策	3- 76
第7項 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策計画	3- 76
第8項 被災建物等の応急危険度判定	3- 77
第6節 交通等に関する計画	3- 78
第1項 配車・輸送の実施	3- 78
第2項 ヘリコプターの派遣要請	3- 78
第3項 交通対策計画	3- 78

第7節 避難計画	3- 79
第1項 避難勧告・指示（緊急）等	3- 79
第2項 避難情報の伝達方法等	3- 80
第3項 避難誘導	3- 81
第4項 学校・社会福祉施設等における避難対策	3- 82
第5項 警戒区域の設定	3- 82
第6項 避難所の開設・運営・閉鎖	3- 82
第7項 避難所開設期間及び設置の基準	3- 82
第8節 被災者救助に関する計画	3- 83
第1項 食料供給対策計画	3- 83
第2項 飲料水供給対策計画	3- 83
第3項 生活必需品給（貸）与計画	3- 83
第4項 精神医療の実施	3- 83
第5項 健康対策の実施	3- 83
第6項 文教対策計画	3- 83
第7項 住宅対策計画	3- 83
第8項 福祉活動計画	3- 83
第9項 罹災証明の発行	3- 83
第10項 災害救助法適用計画	3- 84
第11項 被災者生活再建支援法の適用計画	3- 84
第12項 災害弔慰金等の支給及び資金の貸付計画	3- 84
第9節 衛生関連に関する計画	3- 85
第1項 防疫対策計画	3- 85
第2項 清掃対策計画	3- 85
第3項 環境対策の実施	3- 85
第4項 動物保護管理計画	3- 85
第10節 自発的支援の受入計画	3- 86
第1項 災害ボランティア受入計画	3- 86
第2項 義援金・義援品の受付・交付	3- 86
第3項 労務計画	3- 86
第11節 危険物施設等災害応急対策計画	3- 87
第1項 危険物施設の応急対策	3- 87
第2項 高圧ガス貯蔵施設の応急対策	3- 88
第3項 火薬類貯蔵施設の応急対策	3- 89
第4項 毒物・劇物保管施設の応急対策	3- 90
第5項 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の応急対策	3- 91
第12節 ライフライン施設の応急対策	3- 92
第1項 上水道	3- 92
第2項 下水道	3- 94
第3項 電気	3- 95
第4項 電話	3- 98

第13節 海上災害応急対策計画 3- 99

第4編 災害復旧・復興計画

第1章	公共施設の災害復旧	4- 1
第2章	民有施設の災害復旧	4- 3
第3章	復興計画	4- 6

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	5- 1
第1節 推進計画の目的	5- 1
第2節 推進地域等の指定	5- 1
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う 事務又は業務の大綱	5- 1
第4節 推進計画に定めの無い対策	5- 1
第2章 南海トラフ巨大地震（M9クラス）の被害の特性	5- 2
第3章 関係者との連携協力の確保	5- 3
第1節 資機材、人員等の配備手配	5- 3
第2節 他機関に対する応援要請	5- 3
第3節 帰宅困難者への対応	5- 4
第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 に関する事項	5- 5
第1節 津波に関する調査	5- 5
第2節 津波からの防護	5- 5
第3節 津波に関する情報の伝達等	5- 5
第4節 避難指示（緊急）等の発令基準	5- 6
第5節 避難対策等	5- 7
第6節 消防機関等の活動	5- 8
第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	5- 9
第8節 交通対策	5- 9
第9節 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	5- 10
第10節 迅速な救助	5- 11
第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	5- 12
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	5- 12
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	5- 12
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における 災害応急対策に係る措置	5- 16
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	5- 18
第7章 防災訓練計画	5- 19
第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	5- 20
第9章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	5- 22

巻末 資料編